

<健翔会 法人の運営方針>

1. 1 障害者総合支援法に基づき、主に知的障害者に通所していただき、介護を提供します。(障害福祉サービス事業 麦の穂、大地)
- 2 児童福祉法に基づき、支援を必要とする障がいのある子どもを、発達支援や居場所づくりを目的として放課後や休日、夏休みなどに預かります。(障害児通所支援事業 にじいろ、にじいろプラス)
- 3 障害者総合支援法に基づき、「基本相談支援」「計画相談支援」を提供します。また、児童福祉法に基づき「障害児相談支援」を提供します。
(相談支援センターくじらぐも)
2. 1 個々の利用者の人格を尊重し、個性や適性に目を向けた生活介護を実施し、生きがいの持てる、充実した生活が出来るように自立を目指し、また、利用者の心理的側面に目を向けこれをケアし、安定した生活ができるように配慮していきます。
(障害福祉サービス事業 麦の穂、大地)
- 2 自立した日常生活に必要な訓練や創作的活動、地域交流の機会などを提供し、子どもの利益の保障と健全な育成を図ります。(障害児通所支援事業 にじいろ、にじいろプラス)
- 3 円満な課題解決に結びつけるため、大きな課題に隠れがちな小さな課題や、本人が自覚されていない新たな課題を早期に発見するように、利用者本人のみならず家族との相互の信頼関係を強固なものにします。(相談支援センターくじらぐも)
3. 情報開示できることは積極的に開示に心がけます。
4. 地域との交流を深め、利用者が社会的にも自立できるように支援します。
5. 職員の資質向上のため研修会等に積極的に参加し、福祉関連の資格を取得することを奨励します。

私たちは、以上の理念と方針を正しく理解し、様々な活動を通して、これを具体的な形として現していきたいと考えています。